等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

⑴　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

ⅰ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ⅱ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ⅲ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ⅳ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

⑵　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

⑶　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　一次審査に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第16の指名基準を踏まえ４⑴Ⅰによって得られる審査評価点の以下の者までを選抜し、技術提案書の提出要請を行うものとする。

ア）参加者数が20者未満の場合：上位10者（上位から10番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者とし、参加者数が10者未満の場合は参加者全てを選抜する。）

イ）参加者数が20者以上の場合：上位15者（上位から15番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者）

４　総合評価に関する事項等

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

⑦　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ一次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点40.0点）

⑴　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ二次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点64.0点）

Ⅰ　一次審査　下記１）～３）の項目における審査評価点の合計の以下の者までを選抜する。

ア）参加者数が20者未満の場合：上位10者（上位から10番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者とし、参加者数が10者未満の場合は参加者全てを選抜する。）

イ）参加者数が20者以上の場合：上位15者（上位から15番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者）

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、九州地方整備局において競争参加資格を確認の上、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

１）技術提案（１提案）

◆現場状況に適合した施工上の課題に関する事項

施工上配慮すべき事項

２）配置予定技術者の能力

３）企業の施工実績

Ⅱ　二次審査（選抜された者）　３に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者の中から、下記６⑵２）①の期間内に技術提案書を提出した者を対象に実施する。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性：15点

②　施工体制確保の確実性：15点

２）技術提案（加算点）※４⑴Ⅰ１）を含む

◆現場状況に適合した施工上の課題に関する事項

③　施工上配慮すべき事項（※４⑴Ⅰ１）と同じ）：20点

※一次審査で既に提出しているため再度の提出は不要とする。

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

④　品質確保や向上：20点

◆現場状況に適合した施工上の課題に関する事項

⑤　施工上配慮すべき事項：20点

◆賃上げの実施に関する評価

⑥　賃上げの実施を表明した企業等：４点

⑦　賃上げ基準に達していない場合等の減点：－５点

⑵　３に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、⑦の要件に該当する者のうち、⑴によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～64点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は⑨による。）を落札者とする。

⑦　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

⑴　評価方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③　評価項目及び得点配分　評価項目（⑴Ⅱ①～⑦）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑦における評価点の合計点を加算点とする。

⑨　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじへと移行する。

くじは、電子入札システムの電子くじにて実施する。

⑶　技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

⑷　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

⑸　その他　技術提案に基づく施工計画の採否については、二次審査の結果として、電子入札システム（紙により申請した者については、紙）により通知する。

５　担当部局　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号（福岡第二合同庁舎）　九州地方整備局総務部契約課契約第二係　電話092―476―3509（直通）（内線2532）